

福岡初 医療業での「えるぼし」認定の 社会医療法人 北九州病院に認定通知書交付

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」に基づく「えるぼし認定」について、福岡初 医療業での取得企業が出ました。

福岡労働局（局長 野澤 英児）では、「社会医療法人 北九州病院」を認定（8月17日付け）し、平成29年9月14日、当局で交付式を実施いたしました。

社会医療法人 北九州病院の認定段階は「3」。評価項目全てを満たしての認定です。



えるぼし認定マーク（3段階目）

※えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく認定の愛称を「えるぼし」認定とし、星の数で要件を満たしている評価項目の数（5つ全てを満たしている場合は★3つ、3つ又は4つであれば★2つ、2つ以下であれば★1つ）、「える（L）」は、Lady（女性）、Labour（働く、取組む）、Laudable（賞賛に値する）などの意味とエレガントに力強く活躍する女性をイメージ、「円」は企業や社会をイメージし、マークの色も認定段階で異なります。



認定通知書交付式の様子

（平成29年9月14日）